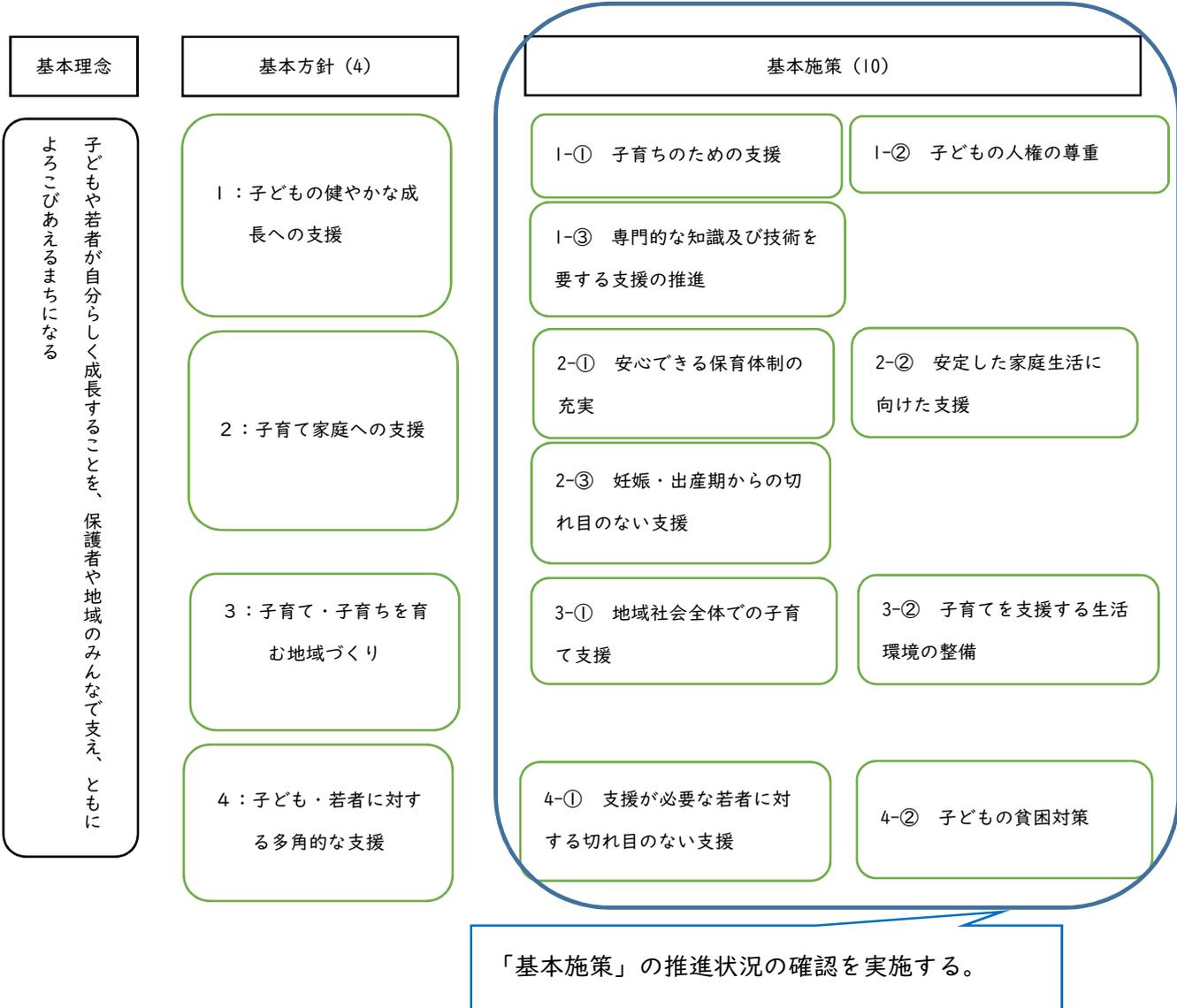


多摩市子ども・子育て・若者プラン(第2期多摩市子ども・子育て支援事業計画)の
令和2年度推進状況について

1. 施策の体系



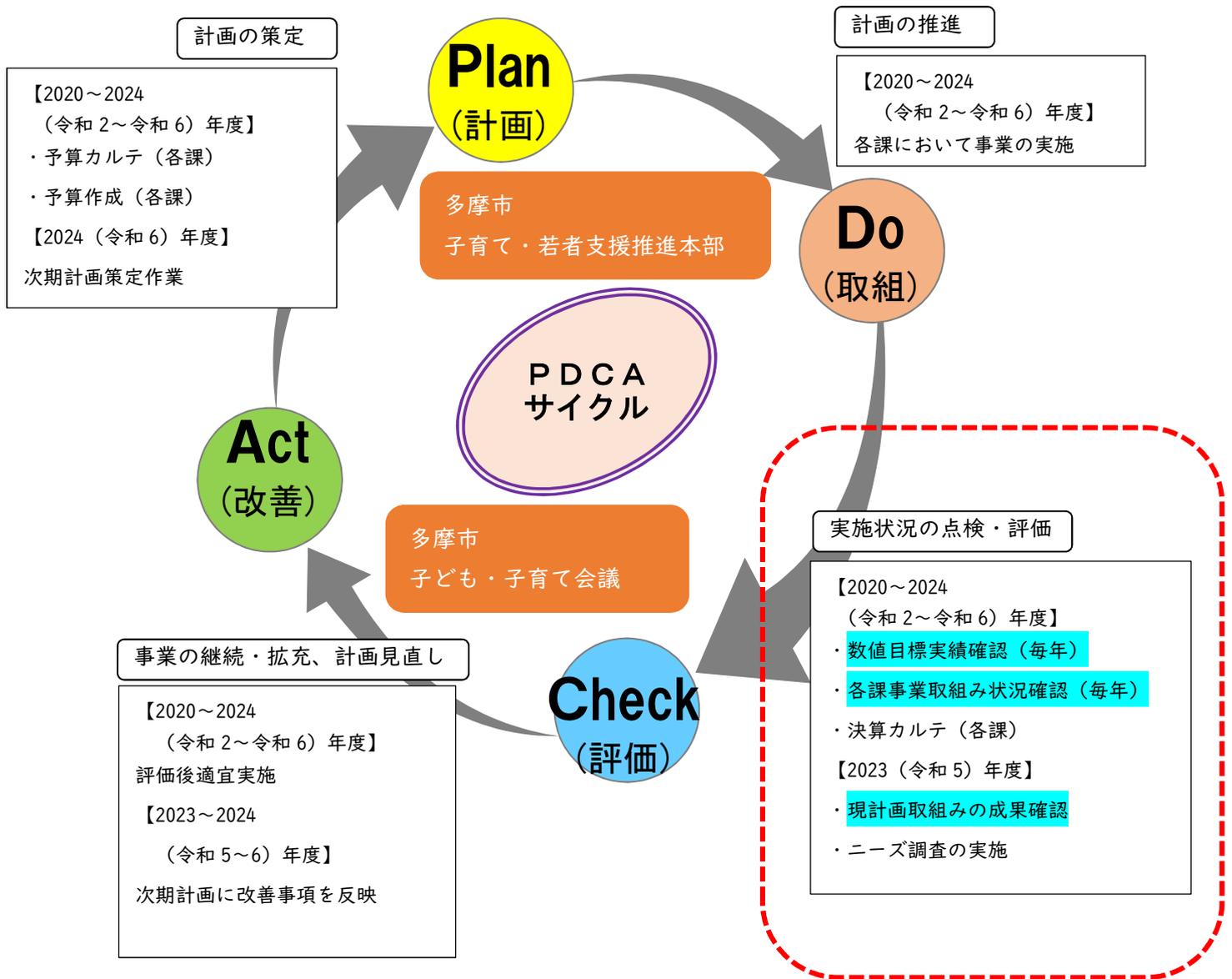
【まとめ】

- 前期計画の重要課題であった「待機児童対策」を現計画でも引き継ぎ、取り組みを強かに推進した結果、令和3年4月時点の待機児童数は12名となった。
- しかし、令和2年度はコロナ禍における事業展開となり、対面による事業を中止又は、縮小による実施を余儀なくされた。但し、児童館におけるYouTube動画配信などの工夫を行い、在宅で子育てを行う保護者へのサポートを充実した。
- 「(仮称)多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」の策定を進めているが、今後、本計画を推進するうえで条例の理念も反映させつつ、コロナ禍での社会情勢変化に対応し、新たに浮き彫りとなった「ヤングケアラー」や「子ども・若者の居場所」等に関する課題についても検討を進めて行く。

(2) PDCA サイクルについて

2. 計画の推進状況の点検・確認：プランPI04 参照

多摩市子ども・子育て・若者プラン（計画期間：令和2年度から令和6年度までの5年間）の取組みの点検・評価を行うため、利用者の視点に立った確保方策を設定し、アンケート等の実施により満足度や要望を把握し、施策の改善につなげていく。また、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても評価を行う。



3. 確認方法

各担当課における個別施策（各事業）の推進状況について点検・確認を行い、その結果に基づき基本施策（10 施策）の推進状況の確認を行った。

4. 基本施策の推進状況

基本施策 1-① : 子育てのための支援			
基本施策推進状況	<p>認可保育所の新設や、既存園の施設老朽化に伴う保育所施設の増改築に合わせて保育定員の拡大を図ることで、令和3年4月の待機児童数が12名となり待機児童解消に向けて大きく前進した。</p> <p>また、南鶴牧小学童クラブ第二、貝取小学童クラブを開設し、その他既存施設と合わせて15名の定員を増員したが地域によっては待機児童が解消していないため、児童館のランドセル来館など、施設整備以外の方法で解消を図った。</p> <p>さらに、子どもと親子の居場所となる児童館等の地域子育て支援拠点が新型コロナウイルス感染症の影響により4・5月閉館対応を行ったが、休館中も、気になる家庭への電話連絡や、YouTube 配信を行う等、情報提供や児童館とのつながりを意識できるような取り組みを行うことで、コロナ禍において、子育てのための支援に係る取り組みを推進した。</p>		
	施策の方向性	令和2年度の取組	今後の方向性
	1-①-1 幼児期の教育・保育及び学童期の保育の充実 【施設型給付・放課後児童健全育成事業】	保育所等では必要な入所定員の確保のため、新たにやまとさくら保育園、関戸みどりの保育園の開所、さっちゃんルームの家庭的保育事業所から小規模保育事業所への移行対応を行った。また、学童クラブでは、令和2年4月に南鶴牧小学童クラブ第二・貝取小学童クラブを開設し、その他既存施設と合わせて15名の定員増を図るとともに、令和3年4月開設に向けて東寺方小学童クラブ第三を建設し、幼児期の教育・保育及び学童期の保育の充実を図った。	今後も認可保育所や認定こども園等の支援を行っていくことで幼児期の教育・保育の充実を図っていくとともに、児童館のランドセル来館など、施設整備以外の方法で待機児童の解消を図っていく。
	1-①-2 子どもと親子の居場所づくりの推進 【子育てセンター事業】	コロナ禍における緊急事態宣言の発令中においては、子育てセンター事業等を停止したが、その後は、感染予防対策を徹底した上で、子育てセンター事業や地域子育て支援拠点の開所、離乳食講習会の実施等、子どもと親子の居場所づくりに係る取り組みを実施した。	子育て世帯の居場所づくりとして、地域子育て支援拠点等について、コロナ禍においても閉鎖せず、引き続き感染対策を徹底した上で運営を行っていく。
	1-①-3 児童の健全育成 【児童館事業】	新型コロナウイルス感染症の影響により、児童館を4月・5月閉館し、その後も閉館日や閉館時間を一部変更するとともに、予防対策を行いながら開館した。休館中も電話相談に応じることや、YouTube 配信を行う等、工夫を行うことで、児童の健全育成の取組を推進した。	0歳から18歳までの居場所として、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら開館を行っていく。また、順次、大規模改修工事の時期を迎えるため、計画的に改修工事を進めていく。
	1-①-4 子どもの健康の確保 【パパママ（両親）学級】	新型コロナウイルス感染症の影響により、緊急事態宣言中はパパママ（両親）学級を休止したが、宣言解除後は、参加人数を減らし感染対策を徹底した上で、実施することで、計21回、延べ345人が受講した。	新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のため、グループワークや先輩パパママ交流会は休止しているが、同時期に妊娠・出産・子育てを行う母親の友達作りや父親の育児参加を目的とした交流やつながりは孤立化予防、虐

	<p>※令和元年度：計 27 回、延べ 579 人</p> <p>※平成 30 年度：計 30 回、延べ 692 人</p>	<p>待予防の観点からも重要である。</p> <p>そのため、安全・安心に妊娠期を送り出産を迎え、子育てがスタートできるよう、今後も感染対策を徹底した上で実施する。</p>
--	--	--

基本施策 1-② : 子どもの人権の尊重

基本施策推進状況	<p>子どもと家庭に関するあらゆる相談を行い、各関係機関と連携し総合的に支援をしていくための調整を図るとともに、要保護児童対策地域協議会の位置づけで代表者会議、実務者会議、事例検討会等を実施し、関係機関とのネットワークを構築し、連携の強化を図った。</p> <p>また、虐待防止推進月間では、児童虐待や子どもの権利に関する啓発講演会等を行い、理解を深める機会を設ける等、児童虐待の未然防止及び早期発見・早期支援のための各事業を展開し、職員の資質の向上を図るとともに、関係機関との連携強化を図ることで、子どもの人権の尊重に係る取り組みを推進した。</p>		
	施策の方向性	令和 2 年度の取組	今後の方向性
	<p>1-②-1 児童虐待の防止と早期発見・早期支援 【利用者支援事業（基本型・連携型）】</p>	<p>令和 2 年 4・5 月のコロナ禍における地域子育て支援拠点閉鎖期間中においては、地域子育て支援拠点を利用している家庭に架電し、状況確認や話し相手になるなど、寄り添った活動を行った。また、地域の子育て情報として 2 ヶ月毎にわくわく通信を発行し、情報提供を行った。</p>	<p>今後もふらっと立ち寄れる地域子育て支援拠点で相談ができる利点を生かし、身近な相談拠点として利用者が相談できるよう子育てマネージャーのスキルアップを図るとともに、関係機関との連携により、児童虐待の未然防止・早期発見に努める。</p> <p>また、令和 4 年 3 月にはパルテノン多摩 4 階に新たに地域子育て支援拠点を開設予定であり、合わせて利用者支援事業も実施する予定である。</p>

基本施策 1-③ : 専門的な知識及び技術を要する支援の推進

基本施策推進状況
 発達の遅れや心配のある児童とその家族及び発達障がい児（者）とその家族等を対象に、関係機関と連携し、ライフステージに応じた支援・相談を行うことで障がい児施策の充実を図った。令和2年9月より発達支援室と教育センターとの初回相談窓口を統合し、教育的視点と福祉的視点の両方に対応できる体制を整え、登園渋りや不登校の相談・支援を行った。

また、学校からの要請により児童・生徒の支援を行うとともに、聞き取りによる児童・生徒の状況確認やスクールソーシャルワーカーからの学校への情報提供により予防措置を進めた。さらに、他機関と連携し、情報収集、提供にも努め、支援に繋がったことにより専門的な支援の充実を図った。一方、学校からの要請によるスクールソーシャルワーカーの派遣の長期化が課題であることから、長期化したケースの再検証の必要がある。

施策の方向性	令和2年度の取組	今後の方向性
1-③-1 障がい児施策の充実 【特別支援教育の充実】	個別指導計画の様式を変更し、具体的な指導目標の設定や在籍学級での指導内容と教材・教室環境の工夫等の合理的配慮、特別な指導の内容の明記により、指導目標の達成に向けた手立てを校内で共有し、個に応じた適切な支援の充実を図った。 中学校特別支援教室を市内全校に開設する準備を進め、令和3年度から中学校においても、各在籍校において、発達障がいによる特別な支援が必要な生徒への指導・支援を行った。	特別な指導・支援を必要とする児童・生徒に対して、在籍学級における支援の充実を図ることが今後の課題である。 特別な指導の長期化を改善し、在籍学級における支援で児童・生徒が社会的自立に向けて学校生活を過ごすことができるよう、合理的配慮等について教員の理解・啓発を進める必要がある。
1-③-2 専門的な支援の充実 【適応教室（ゆうかり教室）】	教室に慣れるために体験通級から開始し、本人のペースにあった通級日数で適応教室への教室を促し、教員やピアティーチャーの指導のもと、学習を進めた。 令和3年3月末の時点で小学4年生から中学3年生までの32人が在籍しており、令和2年度は小学生1人、中学生8人が学校への復帰を果たした。	一人ひとりに合わせた学習やソーシャルスキルトレーニング等、児童・生徒が通いたいと思えるプログラムを充実させる必要がある。 ゆうかり教室に通えない児童・生徒に対しても、e-ラーニングの試行を継続しながら、多様な学びの機会を検討する必要がある。

基本施策 2-① : 安心できる保育体制の充実

基本施策推進状況
 子育て世帯に対する保育サービスとして、市内保育施設で一時預かり事業や延長保育事業、病児・病後児保育事業、休日保育事業等を実施し、多様なサービスを必要とする家庭に保育を提供できるよう、受け入れ態勢を確保することで、安心できる保育体制の提供を行った。
 しかし、令和2年度は新型コロナウイルス感染症や少子化の影響により、病児・病後児保育事業の利用者数や定期利用保育、一時保育等の一時保育事業の契約者数が減少しており、事業の安定運営に対して課題があるため、定員設定について検討していく。

施策の方向性	令和2年度の取組	今後の方向性
2-①-1 保育所及び学童クラブ待機児童対策の強化 【保育人材と質の確保事業】	国基準である「子育て支援員研修」を多摩市独自で開始し、計48人の受講者が子育て支援員研修を修了することで、子育て支援員として認定された。この取り組みにより、保育所等の職員配置基準上「みなし保育士」として配置することが可能となり、保育人材の確保及び保育の質の向上に寄与した。	令和3年度からは多摩市が実施した子育て支援員研修を修了した方を対象とした、「子育て支援員バックアップ研修」を開始し、更なる保育人材の質の向上に係る取り組みを実施する。 また、人材育成・研修・ネットワーク事業等に係る各種取り組みを、引き続き感染対策を講じながら推進していく必要があるが、対面によらない講座の開催等の工夫を検討していく必要がある。
2-①-2 ニーズに応じた多様な子育て支援サービスの提供 【人材育成・研修・ネットワーク事業】	コロナ禍により例年開催していた人材育成・研修・ネットワーク事業に係る講座等が一部開催できず、事業実施回数は減少した。 しかし、地域子育てサポーター養成講座等、感染対策を講じながら実施した事業もあり、地域における子育て支援に係る人材の育成等に取り組んだ。	

基本施策 2-② : 安定した家庭生活に向けた支援

基本施策推進状況
ひとり親家庭や女性が抱える家計や就労、子どものこと等、幅広い課題に対して専門的な知識と経験に基づくソーシャルワークにより、母子・父子等の自立を支援したほか、乳幼児を養育している方に対する乳幼児医療費助成や私立幼稚園に通う保護者の経済的負担の軽減を図るための私立幼稚園等園児保護者補助金の支給、家庭の経済的な状況に関わらず児童・生徒が安心して学校生活を送り学習ができるよう就学援助を行う等、安定した家庭生活に向けた支援を実施した。

また、子育て世帯が安定した家庭生活が送れるよう、コロナ禍においても児童館において、YouTube 配信を行い、情報提供や児童館とのつながりを意識できるよう工夫を行いながら取り組みを実施する一方、保育所等の協力を得ながら実施する職場体験学習等、直接乳幼児とふれあう事業については実施することができなかった。

施策の方向性	令和 2 年度の取組	今後の方向性
2-②-1 ひとり親家庭の自立支援の推進 【ひとり親家庭相談事業】	ひとり親家庭や女性が抱える家計、就労、住まいのこと、子どものことなど、幅広い課題に対して、専門的な知識と経験に基づくソーシャルワークにより、母子・父子等の自立支援に寄与した。また、ひとり親家庭等に対して医療費の一部を助成し、健康保険の向上に寄与するとともに、ひとり親家庭等の子育て支援の増進を図り、自立支援の推進を図った。	ひとり親家庭相談事業の実施について、たま広報や市公式ホームページ等で案内はしているものの、情報がいきわたっていないことが考えられる。今後はさらにひとり親家庭相談事業が周知できるよう SNS も活用していく。また、就労支援を行う自立支援プログラムの周知も行い、引き続き母子家庭及び父子家庭の生活面の安定と自立に向けた支援を行う。
2-②-2 児童虐待の防止と早期発見・早期支援 【ファミリーサポートセンター事業】	感染対策を講じながら定期的な説明会、講習会等を通じて、ファミリーサポートセンター利用会員・提供会員の拡大に努めた。 しかし活動件数については、コロナ禍のため送迎利用等が減少したため、全体として活動件数は大幅に減少した。	コロナ禍によりリモートワーク等も定着する中で、子育て世帯の環境も変化してきている。 会員相互の援助活動として地域に根差した活動の強みを生かし、環境変化に柔軟に対応しながら取り組みを進めていく。
2-②-3 経済的な支援の推進 【児童手当支給事業】	児童手当や児童育成手当等、受給資格者の認定請求により支給した。また、乳幼児を養育している者に対して、乳幼児に係る医療費の一部を助成することにより、乳幼児の健康保険の向上と健やかな育成を図り、子育て支援の充実を図った。また、コロナ禍において、活動の範囲が狭まり思い通りに就職や受験への準備が進められない状況にある子どもたちに対し、それぞれの目指す道へチャレンジすることを応援することを目的とした子ども未来応援支給事業や、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に市独自の上乗せを行ったうえで、新生児応援臨時特別給付金の給付を実施し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図った。	児童手当については、保育料や学童クラブ使用料、学校給食費の未納に充当することにより未収金対策を進める。児童へ手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全育成及び資質の向上を図る。また、経済的支援がいきわたるよう、制度についての案内を行い、引き続き広く周知を実施していく。

<p>2-②-4 多様な働き方の実現 及び働き方の見直し 等 【就業労働相談事業】</p>	<p>求人情報の提供、就労相談や求職の支援を行う永山ワークプラザが行う各種セミナー、説明会等について、たま広報のほか公式ホームページに掲載等、事業の周知や事業実施場所の確保など関係機関と連携して事業を実施する等行い、就労支援と雇用促進の取組を推進した。</p> <p>しごと・くらしサポートステーションにおいて、新型コロナウイルス感染症の影響により職を失った方等に対して、相談事業を実施するだけでなく、ハローワークや職業訓練学校へつなげる等、必要な支援を実施した。</p>	<p>今後も関係機関と連携のうえ、就職・再就職に関するセミナーや就職面接会などを実施するほか、永山ワークプラザ等関係機関の認知度向上につながる取り組みを行うことで、市における就労支援と雇用促進の役割を担っていく。</p>
<p>2-②-5 次代の親の育成 【乳幼児とふれあう機会 の拡大】</p>	<p>子育て支援に関する機関との連携を図りながら、子育て安心講座や子育てつどいの広場など、安心して子育てができるような学びの機会を設けて家庭・地域の教育力の向上に努めた。令和2年度は、子育ての悩みや不安をテーマとして取り上げ、関係機関と連携を図りながら講座を開催し、次代の親の育成に努める一方、新型コロナウイルス感染症の影響により、直接乳幼児とふれあう事業については実施することができなかった。</p>	<p>引き続き、子育て支援に関する機関との連携を図りながら、状況に応じた工夫を行うことで、学びと集いの機会を設けていく。</p>

基本施策 2-③ : 妊娠・出産期からの切れ目ない支援

令和 2 年 10 月より、妊婦面接による個別プラン作成や発達相談等、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を実施する、子育て世代包括支援センター事業を開始した。これにより、地域の子育て支援拠点との連携により、保健師、栄養士、歯科衛生士、心理相談員、作業療法士による出張相談を行い、身近な地域で相談できる体制を整えることで、子育て家庭の健康の確保を行うための取組を推進した。子育て世代包括支援センターでは、母子保健施策と子育て支援施策の両面から、妊娠期から子育て期の子育て支援について、切れ目なく一貫性のあるものとして提供されるようマネジメントを行うことが重要であることから、今後も引き続き関係機関と連携のもと仕組みを作っていく。

また、子育ての悩みや不安をテーマとして取り上げ、関係機関と連携を図りながら講座を開催するほか、保育室開放デー、子育て集いの広場を開催し、親同士が集い、相互に情報交換ができる場や情報提供を行う場づくりを通して、地域の教育力の向上に努めた一方、パパママ学級と連携し、妊娠中の妊婦さんに実際に保育所で乳児と触れ合いながら育児体験を行うプレパパママ保育体験等については、新型コロナウイルス感染症の影響で実施することができなかった。

施策の方向性	令和 2 年度の取組	今後の方向性
2-③-1 子育て家庭の健康の確保 【乳児家庭全戸訪問事業】	新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言中は、母親の不安に対応し、訪問を見合わせたいという家庭には、電話相談を重点的に実施し支援した。訪問活動は、感染対策を徹底したうえで実人数 747 人に実施し、早期支援に努めた。また、支援が必要な家庭は、適切なサービスに繋げ、継続して相談・支援を行った。	引き続き感染対策を徹底したうえで、訪問事業を実施する。乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会であるため、生後 4 か月までの間に乳幼児がいる全家庭を保健師、助産師、看護師等が訪問し、母子、家族の健康状態の確認と支援を行う。育児支援チェックリスト・エジンバラ産後うつ病質問票 (EPDS)・赤ちゃんへの気持ち質問票を利用し、産後不安定になりがちな母親のメンタルヘルスを含め、育児や生活などの相談を受け助言を行い、必要時医療や福祉との連携を実施する。
2-③-2 家庭の教育力の向上 【パパママ (両親) 学級】	新型コロナウイルス感染症の影響により、緊急事態宣言発令中はパパママ学級を休止、解除後は人数を減らし感染対策を徹底した上で実施することで、家庭における教育力の向上を図った。	新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のため、グループワークや先輩パパママ交流会は休止しているが、同時期に妊娠・出産・子育てを行う母親の友達づくりや父親の育児参加を目的とした交流やつながりは、孤立化予防、虐待予防の観点からも重要であることから、安全・安心に妊娠期を送り出産を迎え、子育てがスタートできるよう今後も感染対策を徹底したうえで実施していく。

基本施策 3-① : 地域社会全体での子育て支援

基本施策推進状況
 新型コロナウイルス感染症の長期化を踏まえ、通常の子ども食堂の開催が未だ困難であることから、配食や宅食の取組も補助対象に含め実施することとし、市内にある子ども・誰でも食堂 9 団体に対し、補助金を交付した。また、令和 3 年度においても、通常の子ども食堂の開催が困難な状況にあることにより、子ども食堂による見守りや、支援が必要な家庭等を発見する機会が減少しながらも、食の支援の需要が大きくなっていることから、食堂事業のみでなく、配食等事業を補助対象として支援を実施していく。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、各地区委員会において夏祭り、運動会、どんど焼き等行事の多くが中止となることにより、青少年が行事に参加することによる地域へのふれあいの機会を持つことができなかつたため、コロナ禍においても工夫を行い、実施手法を検討していく必要がある。

施策の方向性	令和 2 年度の取組	今後の方向性
3-①-1 地域コミュニティによる子育て支援の充実 【こども 110 番】	新型コロナウイルス感染症の影響により、PTA 活動が縮小を余儀なくされ、パトロール活動などの見守り活動があまり実施できなかった。また、情報提供・情報共有の場であるこども 110 番連絡協議会も 2 回だけの開催となった。	こども 110 番は子どもを犯罪から守り、地域の中で防犯意識を持ってもらうための仕組みのため、市内の様々な主体と連携・協力しながら、子どもを見守る社会を構築していく。
3-①-2 持続可能な放課後子ども教室 【放課後子ども教室】	放課後における子どもたちの安全・安心な活動拠点である放課後子ども教室について、新型コロナウイルス感染症の影響により 15 校で事業が休止となった。令和 2 年度は瓜生小学校で活動プログラムの規模を縮小して実施し、多摩第二小学校で試行実施を行った。	リーダー会議や運営委員会を定期的に行い、注意点や課題を共有し、運営方法等の工夫や改善を検討する。また、地域の担い手を確保するため、地域に出向き放課後子ども教室事業に参画できる人材を募り、放課後子ども教室の充実・拡大につなげていくとともに、未実施校解消に向けて関係機関と協議を行っていく。

基本施策 3-② : 子育てを支援する生活環境の整備

基本施策推進状況
 令和元年度に行った各施設の散歩通園路における危険箇所点検のフォローアップを行うとともに、新たに発生した危険箇所やその他気になる点は随時子育て支援課まで連絡するよう体制を整えることにより、子育てを支援する良好な住環境の確保を図った一方、親世帯と近居・同居するため、市外から多摩市内に転入する子育て世帯の住宅取得費用等に対する助成については、10件の想定に対し、7件の助成にとどまった。市外の子育て世帯に対する制度の周知が難しく、周知方法の検討が課題であり、令和3年度で子育て世代近居・同居の促進事業の期限が切れることから、対象者、補助額、制度の存廃も含めた検討を行う。

また、浸水想定区域内や施設の近隣に土砂災害警戒区域等が所在する保育施設に対して、水防法及び土砂災害防止法に基づく避難確保計画策定の指導を行うほか、全園で震災等を想定した避難訓練を実施した。さらに、児童館においては年2回の防災訓練のほか、拠点児童館では乳幼児の救命救急講座や、家庭の防災講座を実施することで、子育て世帯が安心して子どもを育てることができるまちづくりを推進し、子育てを支援する生活環境の整備を図った。

施策の方向性	令和2年度の取組	今後の方向性
3-②-1 良好な住環境の確保 【人にやさしい道づくりの促進】	子育て世帯や子どもが安全で安心して移動できるようにするため、舗装打ち替え工事に伴うユニバーサルデザインブロックの設置、視覚障がい者誘導ブロックの設置、ベンチの設置を行い、道路のバリアフリー化を推進することで、良好な住環境の確保に向けた取組を実施した。	令和3年度以降も舗装打ち替え工事に伴いユニバーサルデザインブロックを設置していく。また、多摩市道路整備計画の重要整備路線の道路拡幅事業を推進して早期に歩道拡幅できるよう取り組んでいく。
3-②-2 安全・安心なまちづくりの推進 【生活・交通・災害安全教育の実施】	小中学校の通学路における児童・生徒の安全確保を図るため、安全対策検討会議に出席するとともに、年齢層に応じた交通安全教室等を実施した。また、例年実施している総合防災訓練への中学生の参加や、小学生以下を対象とした東京消防庁立川防災館への親子バスツアーなどが新型コロナウイルスの影響により中止となった。	警察、公園管理者、教育委員会と通学路合同点検を行い、関係機関による安全対策検討会議で協議のうえ、必要な安全対策を図っていくとともに、年齢層に応じた交通安全教室等を実施していく。また、コロナ禍において、各種訓練やイベントが中止となる中、そういった環境下でも職員を派遣せずリモートで行う訓練や動画を使った訓練などについて、その方法を検討していく。

基本施策 4-① : 支援が必要な若者に対する切れ目ない支援体制の確立

基本施策推進状況 令和2年度から引きこもりの相談窓口をしごと・くらしサポートステーションに統合することによって、必要な関係機関と連携しながら、年齢に関わらず継続的に支援する体制を整えた。ひきこもりに関する講演会については、新型コロナウイルス感染症対策として定員を制限した上で開催し、講演内容の動画を市公式 YouTube チャンネルで公開する等、世代に応じたひきこもり支援の推進を図った。

また、ひとり親家庭等で中学・高校生世代の子ども(35人)に対し、学習支援事業を行い、支援が必要な若者に対する切れ目ない支援体制の確立を図ったが、ひとり親家庭等学習支援事業については、ひとり親家庭からの申し込みが大半を占めているため、ふたり親家庭も含めた対象世帯への周知を関係課と連携しながら進めていく。

施策の方向性	令和2年度 of 取組	今後の方向性
4-①-1 世代に応じたひきこもり支援の推進 【生活困窮者自立支援事業】	生活や仕事に心配・不安・悩みを抱えている方に対し、地域において自立した生活が行えるよう、家計改善支援・就労支援、住居に関する相談をしごと・くらしサポートステーションの相談支援員が相談に応じ、世帯の課題解決に向けた支援を行った。併せて、ひきこもりの相談窓口として、一人一人の状況に合わせた継続的な支援を行い、他の支援機関の紹介、家族会のご案内等を行うことで、世代に応じた自立に向けての支援を図った。	令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、アウトリーチが進まなかったが、就労準備支援では一定の効果を出すことができた。今後、新型コロナウイルス感染症感染拡大等の状況をみながら、アウトリーチや事業所外での活動等を進めていく。また、ひきこもり支援の具体的な体制構築に取り組んでいく。
4-①-2 地域の中での支援ネットワークづくり 【民生委員協議会】	民生委員・児童委員と連携を深め、支援が必要な人への相談支援や、地域と行政のパイプ役として関係機関につなぎ、支援をより円滑にするために適切な情報提供を行った。また、民生委員確保のための検討会を実施し、今後の活動の方向性について協議を行う等、地域の中での支援ネットワークづくりに寄与した。	令和2年度は民生委員確保のための検討会を実施した。令和3年度は検討会で協議した、委員活動の負担軽減、新任民生委員へのフォロー体制強化、委員活動がしやすい環境の構築等、各施策を実施し、欠員地区の補完、民生委員が地域住民に対する確かな支援ができるよう取り組んでいく。
4-①-3 子ども・若者を支援するしくみづくり 【ボランティア活動のコーディネート】	新型コロナウイルス感染拡大、緊急事態宣言の発令等で、学校の休校やリモート授業、ボランティア活動受け入れ施設・団体などのボランティア受け入れ自粛等により、例年実施している「夏のボランティア体験」は中止となった。 例年、夏季期間のボランティア活動を希望される学生があることから、施設・団体などにボランティア受け入れ状況について、アンケートなど聞き取り調査を実施し、個別にコーディネートを行った。	長引くコロナ禍において、未だにボランティア受け入れ施設・団体もこれまでと同様な活動には至っていない。 人と人とのつながり合い、支えあうボランティア活動が、人と接触しないよう配慮しなければならない状況下において、ボランティア活動形態も感染症に対応した取り組みが求められている。 「夏のボランティア体験」に関しても、コロナ禍では、これまでの直接接する活動メニューではなく、SNSなどを活用した「リモートボランティア体験」など、新たなメニュー開発に取り組む必要がある。

基本施策 4-② : 子どもの貧困対策			
基本施策推進状況	<p>家庭の経済状況による養育環境の格差や、就学の機会、就労の選択肢が狭まることがないよう、失業や休業等で収入減少した方を対象に生活福祉資金特例貸付を行うだけでなく、生活困窮世帯の中学・高校生世代の子どもに対し、学習支援事業を行った。また、多摩地域の企業等のネットワーク組織（ゆるたまネット）の立ち上げ、フードドライブ事業や、子ども食堂・誰でも食堂の情報発信を行った。これにより、食料物品等多くの支援・協力を得ることができ、子ども食堂・誰でも食堂やフードバンク団体、資金貸付相談者等に配布を行うことで、子どもの育ちのための支援を行えた。</p> <p>さらに、子どもの貧困についての講演会を開催し、市民の理解を深めることで、子どもの貧困対策を推進した。</p>		
	施策の方向性	令和2年度の取組	今後の方向性
	4-②-1 経済状況に左右されない子どもの育ちのための支援 【生活福祉資金貸付事業】	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、失業や休業等で収入減少した方を対象に、生活福祉資金特例貸付が令和2年3月から開始され、2,192件の貸付を行った。また、特例貸付以外の生活福祉資金については、教育支援資金10件の貸付を行う等、子どもの育ちのための支援を推進した。	新型コロナウイルス感染症の影響が続いていることから、仕事が見つからない方や減収が続いている方からの新たな貸付や食料支援等の相談が多かった。引き続き、多摩市しごと・くらしサポートステーション等の関係機関と連携しながら必要な支援へつなげていく。
4-②-2 地域の中での支援ネットワークづくり 【人材育成・研修・ネットワーク事業】	コロナ禍により例年開催していた人材育成等に係る講座が一部開催できず、事業実施回数等は減少した。しかし、地域子育てサポーター養成講座等、感染対策を講じながら実施した事業もあり、地域における子育て支援に係る人材の育成等に取り組み、地域の中での支援ネットワークづくりに寄与した。	引き続き感染対策を講じながら事業を推進していく。また、事業については、対面によらない事業展開の工夫も引き続き検討する。	